

# 第6章

## 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

## 1 前橋市環境審議会での審議

「前橋市環境審議会」は、「前橋市環境基本条例」に規定する市長の諮問機関であり、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成されています。この審議会で、環境基本計画の改訂や推進方策に関して、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

## 2 全庁的な推進体制

環境基本計画の内容を実施していくためには、市が実施するあらゆる施策に環境保全の視点を盛り込むことが必要となります。また、関係部局において連携、協力していくことが不可欠です。そのため、庁内組織である「前橋市環境基本計画推進委員会」を設置し、全庁的に環境保全施策の展開を図っていきます。

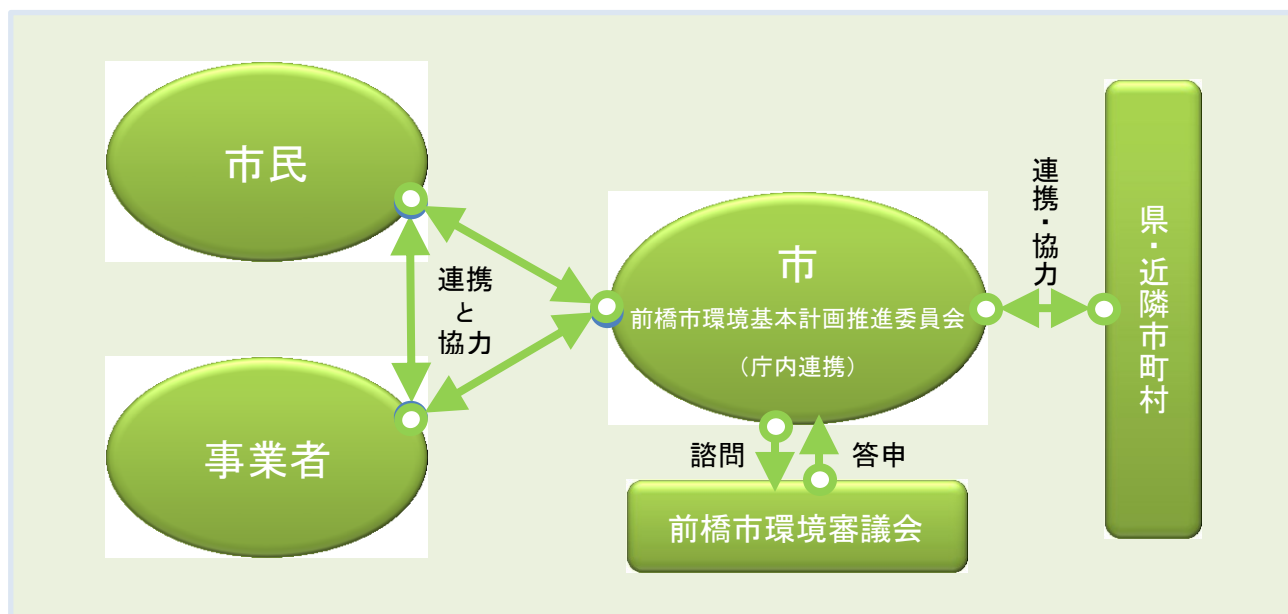
## 3 各主体間の協働体制の確立

本計画の推進のためには、行政だけではなく、市民・事業者との協働が欠かせません。そこで、環境保全活動を行う民間団体や事業者などと連携を図りながら事業を推進していきます。

## 4 県や近隣市町村との連携・協力体制

市内における環境への負荷要因は、市内に留まらず、市外の活動が影響を及ぼしていることも少なくありません。そこで広域的な課題に対処するため、近隣市町村や県と連携して対策を進めていきます。

### 6. 1 計画の推進体制のイメージ



## 2 計画の進行管理

### 1 環境情報の収集

国・県・他市町村等と連携し、環境情報を収集するとともに、大気汚染や水質汚濁については、状況を把握するために監視・測定を行います。そして、これらの情報を市民、事業者に市のホームページや広報紙等を通じて公表していきます。

### 2 関連施策の実施状況の把握と報告

本計画に掲げた施策について、担当部局からその実施状況を把握します。特に行動指標として、目標値を定めた内容に関しては施策の進捗状況を定期的に把握し管理していきます。また、この結果は年次報告書「まえばしのかんきょう」で公表していきます。

### 3 自主的な取組状況の把握

市民や事業者の取組状況を把握するために、環境配慮指針の実施状況を市のイベントなどで定期的に把握します。

#### 6. 2 進行管理のイメージ

